

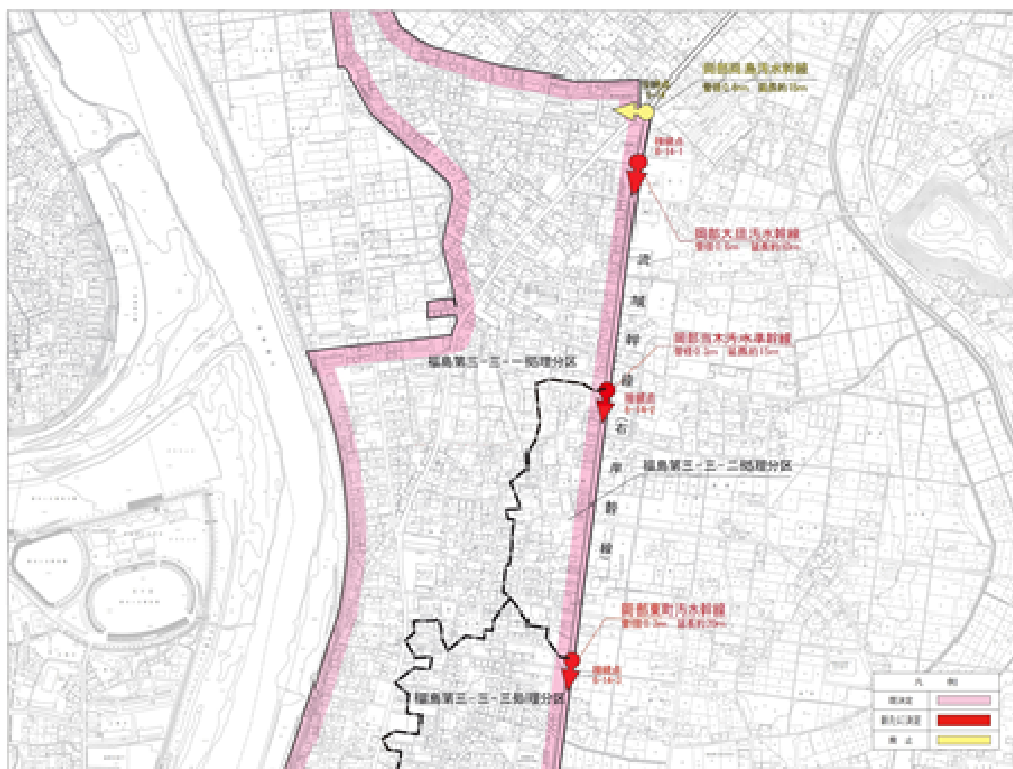
公 聽 會 記 錄

1.趣 旨

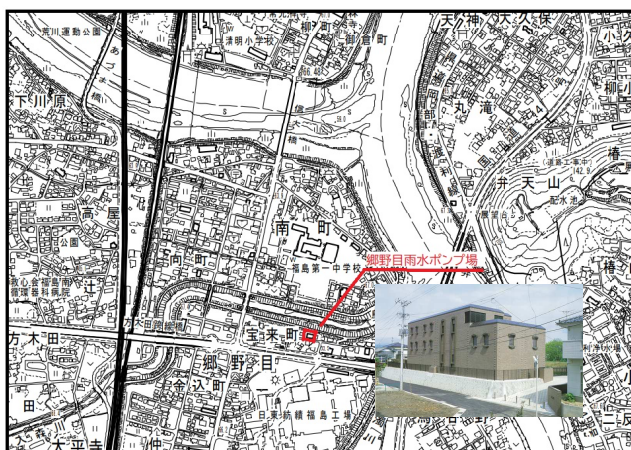
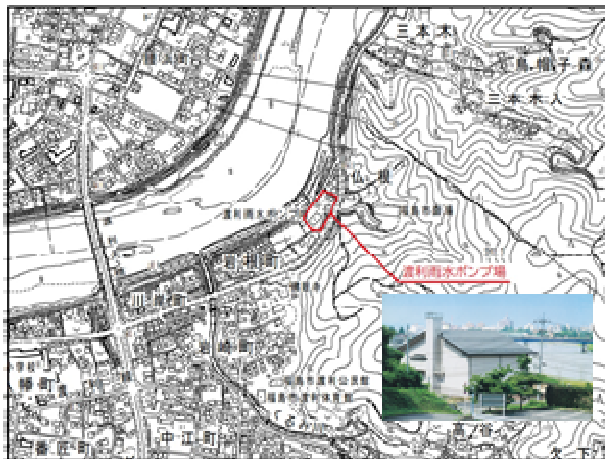
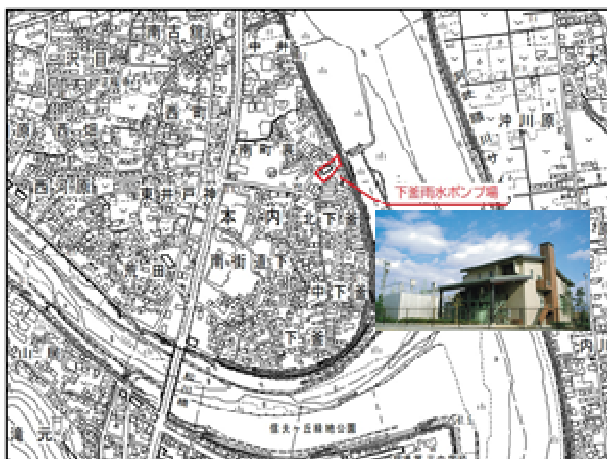
以下のとおり変更及び決定しようとするものであり、より多くの住民の意見を反映し市決定の都市計画の案として取りまとめるため、都市計画法及び都市計画公聴会規則に基づいて公聴会を開催した。

1-1 県北都市計画下水道の変更(素案)

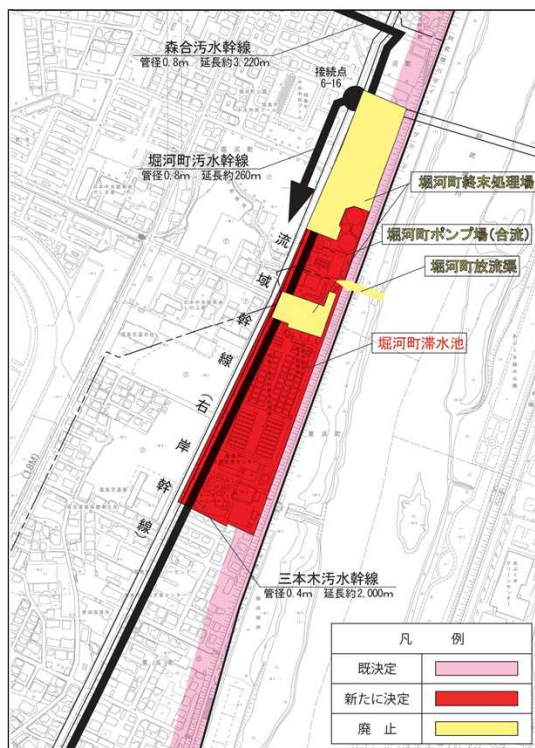
- ① 当初は、福島第三ー三処理分区は流域幹線への接続点を1ヶ所としていたが、流域幹線が予定より早く完了したことから、接続可能となった人孔3ヶ所全てに接続することが可能となった。このことにより、福島第三ー三処理分区を三つのエリアに分け同時期に施工できる箇所が増え、未供用地区の早期供用開始ができることから下水道管渠の変更(廃止・追加)しようとするもの。



- ② 雨水ポンプ場の名称について他のポンプ場と名称を統一するため、施設の名称の変更しようとするもの。

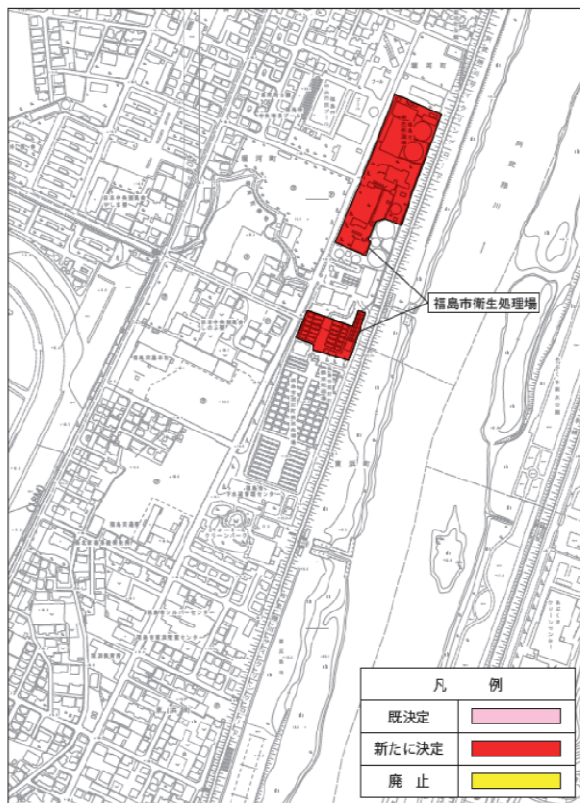


- ③ 合流式下水道緊急改善事業の完了に伴い、堀河町終末処理場の処理機能がなくなり、雨水滞水池となったことから施設の変更に伴う下水管渠の廃止及び各施設の変更(廃止・追加)しようとするもの。



1-2 県北都市計画汚物処理場の決定(素案)

昭和51年10月に都市計画決定を受けて以来堀河町終末処理場の一部として機能してきたところであるが、終末処理場は合流式下水道緊急改善事業の完了に伴い廃止したことから、機能が残る汚物処理場を新たに決定しようとするもの。



2. 都市計画案件の概要

県北都市計画下水道の変更(素案)

県北都市計画汚物処理場の決定(素案)

3. 公聴会の期日及び場所

開 催 日 令和7年3月26日(木)午後3時 00 分から

場 所 福島市市民センター 312号室

公 述 人 0名

傍 聴 人 一般傍聴 0 名 報道0名

4. 案の公告・縦覧

公 告 日 令和7年3月3日(月)

縦覧期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月17日(月)までの

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

縦覧場所 福島市都市政策部都市計画課(市役所本庁舎東棟 6 階)

申出期間 令和7年3月3日(月)から令和7年3月19日(水)までの

平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

5.公述の申し出

なし

6.その他公聴会の経過に関する事項

福島県との協議を経て、福島市都市計画審議会に諮り、都市計画法の手続きを進めていく。